

協議・確認

「補助金・交付金等の取扱いについて」

協議確認内容

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町における公共的必要性、有効性、公平性の観点から、下記に基づいて調整する。

- 1．2町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、結合の方向で調整する。
- 2．2町独自の補助金等については、従来からの実績をこう著し、均衡を保つように調整する。
- 3．2町で類似あるいは同一目的の補助金等については、結合・メニュー化に向けて調整する。

以上が協議・確認されました。